

新宮市規則第 23 号

新宮市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 7 月 27 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市規則第 23 号

新宮市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新宮市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 27 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新宮市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則（平成17年新宮市規則第66号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄の下線が引かれた字句に対応する改正前の欄の下線が引かれた字句が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の下線が引かれた字句を加える。

改正後	改正前
(所得の額の計算方法) 第8条（略） 2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。 (1) 当該年度分の県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号、 <u>第10号の2又は第12号</u> に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、 <u>配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額</u> に相当する額 (2)～(6)（略）	(所得の額の計算方法) 第8条（略） 2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。 (1) 当該年度分の県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号 <u>又は</u> 第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額 <u>又は</u> 配偶者特別控除額に相当する額 (2)～(6)（略）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新宮市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則第8条第2項第1号の規定は、令和8年11月1日以降に受給資格を有する認定の申請から適用し、同日前に受けた認定の申請については、なお従前の例による。